

立憲民政黨
政務調査館

大阪商工會議所調査課

10. 3. 20

日印通商條約廢棄問題と兩國貿易關係概要

附 英帝國ご本邦との通商關係一端

叢A
89
3

調査及資料報告 第三輯（昭和八年四月）

叢A
89
3

はしがき

日印通商條約廢棄問題は、對英領印度貿易の消長に重要な關係を有する本邦の産業貿易、就中阪神の産業貿易上極めて重大視される問題であるのみならず、本邦と英本國及び英領印度間の國際關係上にも相當微妙な影響を及ぼす重大問題である。本所は此の問題の發生以來、政府並に關係團體及び當業者等と提携して、之が對策に最善の努力を拂ひつゝあるが、本調査は右條約廢棄問題の概要を解説すると共に日印兩國間の貿易關係に關する資料を輯錄したもので、多少でも此の問題の考究に資するところあり得れば幸である。

昭和八年四月

大阪商工會議所調査課

目 次

一、日印通商條約廢棄問題

一、問題の發生と意義	一
二、日印通商條約の内容と沿革	二
三、條約締結の沿革と其後に於ける日印貿易關係の推移	三
四、條約廢棄の目的と産業保障法の制定	四
五、日印關稅問題の沿革	五
六、本條約廢棄の影響と對策	六
七、本問題に關する大阪商工會議所の決議	七
八、大日本紡績聯合會の聲明書	八
一、日印通商關係概觀	
一、本邦對英領印度貿易概況	
一、輸出入口總額	一四
二、本邦貿易に於ける對印貿易の地位	一五

三、重 品 別 貿 易 概 况

一七

四、主 要 二 輸 出 品 (綿織物、絹及人造絹織物) 對 英 領 印 度 輸 出 額 の 總 輸 出 額 に
對 す る 割 合

二一

五、綿織物、絹及人造絹織物以外の重 要 輸 出 品 及 び 主 要 輸 入 品 對 印 貿 易 額 の
總 輸 入 額 に 對 す る 割 合

二二

六、金 輸 出 再 禁 止 後 に 於 け る 圓 為 替 相 場 の 下 落 及 び 對 印 為 替 相 場

二三

七、金 輸 出 再 禁 止 後 に 於 け る 本 邦 對 印 輸 出 貿 易

二四

II、阪 神 兩 港 對 英 領 印 度 貿 易 概 况

一、輸 出 入 總 額

三一

二、阪 神 兩 港 貿 易 に 於 け る 對 印 貿 易 の 地 位

三二

三、重 要 品 別 貿 易 の 概 况

三四

四、金 輸 出 再 禁 止 後 に 於 け る 阪 神 兩 港 の 對 英 領 印 度 輸 出 貿 易

三九

III、英 領 印 度 貿 易 概 况

一、輸 出 入 總 額

四二

二、國 別 輸 入 貿 易 概 况

四三

三、本 邦 輸 出 綿 製 品、絹 及 人 絹 製 品 の 印 度 輸 入 貿 易 に 於 け る 地 位

四四

四、綿 製 品、絹 及 人 絹 製 品 以 外 本 邦 輸 出 重 要 品 の 印 度 輸 入 貿 易 に 於 け る 地 位

四五

五、本 邦 輸 入 重 要 品 の 印 度 輸 出 貿 易 に 於 け る 地 位

五〇

附

英 帝 國 と 本 邦 と の 通 商 關 係 一 端

五二

一、英 帝 國 經 濟 會 議 の 決 議 及 今 次 の 條 約 廢 棄 問 題

五三

二、英 帝 國 經 濟 會 議 に 於 け る 英 印 の 協 定

五六

三、本 邦 と 英 帝 國 諸 國 間 の 通 商 條 約 關 係

五九

四、本 邦 と 英 帝 國 と の 貿 易 關 係 概 要

六二

一、日印通商條約廢棄問題概要

一、問題の發生と意義

英領印度商務長官ボーアは去る四月十一日印度立法議會で印度産業保障法案（同月八日議會提出）審議の動議を提出すると同時に左の如く日印通商條約廢棄の言明を行ふた。

『印度政府は一九〇五年の日印通商條約を廢棄すべき手續をとつた。即ち、日本に對し最惠國待遇は六ヶ月以後に終焉すべき旨通告したのである。』

此の日印通商條約廢棄の通告は四月十日附を以て英國政府から本邦政府に送達せられ、同條約は昭和八年十月十日を以て失効すべき運命に逢着したのであるが、此事は本邦の朝野に異常の衝撃を與へた。蓋し、此の條約廢棄通告は、それが真に突如として何等の豫備的交渉も無く行はれた點に於て國際信義を無視した不穩當の行爲と認められるばかりでなく、本邦品に對する最惠國待遇の撤廢並に所謂ダンピング税の賦課により、從來既に不平等な關稅賦課に苦しみ來つた本邦商品に一層苛酷な差別關稅を設定し、進んでは日本綿布の印度輸入を禁止的に阻止する目的を有する點に於て、最近特に重要味を加へ來つた本邦の對印輸出貿易に至大の打撃を與へ、本邦の產業貿易、就中綿業、絹及人絹工業、莫大小其他

雜貨工業等に非常な悪影響を及ぼす虞れがあるからで、爾來本邦政府當局、民間諸産業團體及び關係當業者等が殆んど一致した輿論を以て之が對策に専心してゐるのは誠に當然のこと、言はねばならばならぬ。

一、日印通商條約の内容と沿革

扱て問題の日印通商條約は明治三十七年八月二十九日、小村本邦外務大臣とマクドナルド英國公使との間に東京で調印せられ、翌三十八年三月十四日批准、同十五日東京で批准書交換、同十六日公布されたもので、その本文は次の四條から成る極めて簡単なものである。

日本印度間の通商に関する條約

(前文略)

第一條

日本國皇帝陛下の版圖内の生産或は製造に係る物品は印度國へ輸入するに際し別國の製產に係る同種の物品に適用せらるゝ最低率の關稅を賦課せらるゝへし

第二條

右と同様に印度國の生産或は製造に係る物品は日本國皇帝陛下の版圖内に輸入するに際し別國の製產に係る同種の物品に適用せらるゝ最低率の關稅を賦課せらるゝへし

第三條

本條約の特權及約定は大不列顛國皇帝陛下との條約又は其の他別段の理由に依り本條約の規定に關し英領印度と同一の地位に置かるゝ印度土着の諸邦土にも適用せらるゝへし大不列顛國皇帝陛下の政府は時々此等邦土の表を日本帝國政府へ通牒すべし

第四條

本條約は之を批准し其の批准は可成速に東京に於て交換すべし本條約は批准交換の上は直に實施せられ兩締約國の一方か本條約を終了せむとの意思を表示したる日より六箇月を経過するまで其の效力を有す
(後文略)

即ち第一條は本邦商品の印度輸入に際しての最惠國待遇、第一條は印度側商品の之に對する互惠待遇、第三條は條約の適用範圍、第四條は條約の實施及び終了の時期並に手續を規定したもので、今次の問題に最も重大な關係あるものは、言ふまでもなく、第一條の本邦商品の最惠國待遇に關する點及び第四條の條約終了手續即ち本條約は六ヶ月の通告期間を経て終了するものとする點である。

二、條約締結の沿革と其後に於ける

日印貿易關係の推移

元來此の日印兩國輸入商品の相互的最惠國待遇を規定する條約が締結せられるに至つた動機は、もと

もと英國からの提議に基いたものであつた。即ち本條約締結當時の明治卅七八年頃までは本邦は印度から多額の棉花を買入れて居つたけれども日本の綿糸布其他は未だ印度に行かず、隨つて、通商條約による協定税率適用の方法がないために不利を蒙るものは印度から本邦へ輸入される商品であつて、本邦から印度へ行く商品ではなかつた。そこで英國政府から通商條約締結の申込みがあり、前記の條約が成立したわけであつたのである。其後昨年まで日印貿易は常に日本にとつて入超を續け、その買越し累計額は昭和七年まで二十八年間に、三十三億四千九百餘萬圓に上つて居る。唯昨年に至つて米棉の割安につけ印棉が或る程度まで米棉に見かへられてその本邦への輸入が減少したことゝ、爲替下落によつて本邦商品の進出が著しかつたことゝによつて始めて、七千五百萬圓といふ本邦からの輸出超過が現はれたのであるが、かうした自國に都合のよくない状勢があらはれるや直に永年恩恵を蒙り來つた通商條約を廢棄し相手國の利害は棄て、顧みない行爲に出るに至つたことは、如何にしても、信義ある舉措とは言ひ難いと思はれる。

四、條約廢棄の目的と産業保障法の制定

條約廢棄の目的は本邦品に對する最惠國待遇を撤去して去る四月十二日議會を通過した所謂ダンピング防止法を本邦品に適用し、以て本邦品の印度市場進入を阻止しやうとするものであると言ふ迄もな
い。即ち日印通商條約の存續はダンピング防止法による本邦品の差別的輸入防遏に對する障害となるので、先づ之が廢棄を行ふことになつたのである。

然らば、此所謂ダンピング防止法正確には一九三三年印度産業保障法 (Safeguarding of Industries Act, 1933) の内容は如何なるものであるか。在カルカツア三宅總領事發外務省着の電報によつて、その骨子及有效期間を掲記すると左の如くである。

一九三三年印度産業保障法

(昭和八年四月八日英領印度立法議會提出、同十二日下院通過、十五日上院通過)

外國商品が印度に於て印度産業の存立を危くするが如き異常に低廉なる價格を以て賣却され、又は輸入さる、場合總督は必要と認むる調査の後、官報告示を以て當該印度産業の利益を保障するに必要なりと認むる程度の關稅を賦課することを得。

有效期限は一九三五年三月十一日迄とする。

尙ほ之に關連して一八九四年關稅法中の産業保護規定を摘錄すると次の如くであるが、要するに此の保障法は形式的には印度産業の存立を防衛することを目的とするやうに言つてゐるけれども、實際は爲替安による本邦品の印度市場侵入を禁壓することを目標としてゐること勿論で、言はゞ本邦品に對する差別的高率關稅賦課を目的としてゐると言つても大過はないのである。

印度關稅法中産業保護に關する規定

(一八九四年關稅法第三節の五)

六

印度總督は必要と認むる場合は調査を行ひ、印度關稅率第七類により同一種類の英國品よりも高き稅率を賦課せらる、英國品以外の物品にして、印度以外の場所より印度に於て生産せらる、同一製品に對する保護を無効にし又は過重にする價格を以て輸入せられつ、ありと認むるときは印度官報告示を以て必要と認むる程度に於て一般的に、若くは斯かる物品の輸入せらる、國、又は生産せらる、國を指定し其稅率を引上げ又は引下ぐることを得。但しかる物品に賦課せらるべき稅率は同一種類の英國品に賦課せらる、稅率を下ることを得ず。

五、日印關稅問題の沿革

印度の關稅問題が英本國との特惠問題と絡んで本邦との間に問題となつて來たのは戰後久しい間のことであるが、それは一九二九年未今次の世界的不況が發生して、各國競ふて關稅障壁を高めて自國産業の保護に銳意する傾向を生み來ると共に一層激化して來た。即ち、今、最近に於ける沿革を問題の最も重大な部面である綿糸布關稅に就て概觀すると、去る一九三〇年まで一割一分であつた本邦品への印度關稅は、同年三月本稅一割五分、附加稅五分、計二割に引上げられ、之は三ヶ年の期限付になつてゐた

が、翌一九三一年三月には更に五分の引上げを見て二割五分、同年九月には六分二厘五毛の引上げを見て三割一分二厘五毛となつた。此間本邦品と英國品との間に特惠制度による差別待遇が行はれることは始まつたが、越えて昨一九三二年八月には更に一躍五割に引上げられ、最近に至つたのであつて、此の期限は始め本年三月末と定められ、後本年に入つて十月まで延期されることになつたと思つてゐると、突如として印度は條約の廢棄を申し入れて來たのである。又、其他の本邦輸出重要品について最近印度關稅の推移を概觀しても、第一綿織糸は、一九三一年に從價五分（若くは一封度につき一安半）であつたものが最近には六分二厘五毛（若くは一封度につき一・八分の七安）となつて居り、絹及び人絹織物は一九三〇年に從價一割五分であつたものが最近には五割に、莫大小並に硝子及同製品は一九三一年に從價一割五分であつたものが二割五分に、陶磁器及鐵製品は一九三一年に一割五分であつたものが最近には三割（英國品は一割の特惠を得て居る）になつて居る。そして、本邦では政府當局を始め民間團體及び當業者、相携へて常に此の本邦品の輸入防遏を目的とする關稅引上げ並に差別待遇に反対して來たのであるが、之等の反対は毫も印度政府の容る、どころならず、遂に今日の通商條約廢棄の如き國際信義無視の暴舉にまで到達するに至つたのである。

六、本條約廢棄の影響と對策

終りに、本通商條約廢棄問題の本邦に及ぼす影響を略叙すると、元來此の條約廢棄は前にも一言した

如く本邦品の印度進入を阻止するためには本條約の存在が邪魔になる、—換言すると、此の條約があると、その最惠國約款によつて、日本商品がどれほど印度に殺到しても、日本品だけに高關稅—産業保障法による—をかけて、之を印度市場から排斥することが出來ないことが起つたものであるから、此條約が廢棄されることは直に本邦品に對して、所謂ダンピング防止關稅の賦課を意味するものと言はなければならぬ。隨つて、之れが實際の影響は此ダンピング關稅がどの程度に本邦品に賦課せられるかにつて定まるわけであるが、產業保障法の目的が主として本邦品の印度進入を阻止して、國內の產業を保護することにある以上、兎に角、條約廢棄の曉には、該法によつて印度當業者が立つて行く程度まで關稅を引上げること、なるべく、其稅率については、例へば綿布に於ては、當業者等は五割増稅を希望して居ると言はれ、少くとも二割五分程度の增稅は免れぬだらうと言はれて居る。そして之等關稅増課の影響として、印度に於ける本邦品の印度國內製品及び他國輸入品に對する競爭力は減殺せられ、その印度市場輸入が困難になると共に、引いて印度を重要輸出市場とする綿業、絹及び人絹織物工業、其他雜貨工業等の我國輸出工業は甚大の打撃を蒙るべく、更に印度貿易が本邦貿易上に占めてゐる重要な地位から見て一般貿易成績の上にも大きな影響があるであらう。

併て、之が對策として、今日まで本邦朝野の間に幾多の方策が提唱若くは決議されて居つて、その重なるものを擧げると、

- 一、政府の外交折衝によつて條約廢棄の中止を英印兩國に要求すること。
 - 一、經濟的協調の大局的見地から緩和方を英本國及び印度政府に考慮を促す事。
 - 一、世界經濟會議に有力な代表を送つて英印の行動が通商の障害となることを強調すること。
 - 一、日英の印度向輸出數量の協定を結ぶこと。
 - 一、經濟的對策として關稅報復手段乃至棉花、銑鐵等の買止めをも考慮すること
- 等である。次に大阪商工會議所及び大日本紡績聯合會の此問題に關する決議並に聲明書を掲記して参考に供することにしやう。

七、本問題に關する大阪商工會議所の決議

大阪商工會議所は四月十八日本問題に就て總會を開催し左の如き決議及び之に伴ふ實行方法を可決し更に印度重要都市の印度人會議所へ後記の如き打電を行つた。

日印通商條約廢棄に對する決議

日印兩國の國交は多年親善關係を持續し其の通商亦年と共に増進しつゝあり而かも昨年の貿易を除けば過去三十年間我國の對印輸入は輸出を超過するを常とせり、即ち日印通商の發展に依り印度側の利得は遙に我國を凌駕せりと謂ふべし、然るに今回英國政府が突如として日印通商條約廢棄を通告し來り本年

十月十日より我が輸出品に對し禁止的高率關稅を課せんとするは吾人の頗る意外とし且遺憾とする所なり。

惟ふに通商條約の廢棄は印度人民の意思に由るものにあらざるべき、殊に平素『フェニーヤ・ブレー』を國民的信條とせる英國が其の支配する印度民衆の利益を無視するのみならず關稅の低下を主要議題とする世界經濟會議を目前に控へつゝ此の如き通商妨害の方策を探らんとするに對しては吾人は斷乎として反對の決意を表せざるを得ざるなり。

吾人は一面英印兩國實業家に向つて日印兩國間互惠的經濟關係の持續に付諒解を求むると共に他面政府に於て速に外交的折衝に依り英國に對し本條約の繼續方に付極力善處せられんことを望む。若し夫れ英國にして我が正當なる要求を拒絶するあらんか、吾人は事態の重大性に鑑み相當の決意を以て政府と共に其の對策を講せんことを期す。

決議實行方法

- 一、決議書を總理、外務、商工の各大臣其他關係筋に送附し二、三委員を上京せしめ陳情すること。
- 二、印度重要都市に於ける印度人商業會議所に決議の趣旨を打電し印度人の活動を依頼すること。
- 三、在日本印度商人に決議書寫を送り共同運動をなすこと。
- 四、印度に日本實業使節團を派遣し日印兩國の經濟關係を緊密ならしむること。

五、大阪に於ける印度貿易關係團體の聯合を圖り對印經濟聯盟を組織すること。

六、今後時局の變化に應じ右團體協議の上適當有效の對策を講ずること。

印度主要都市に於ける印度人商業會議所への電報

日印通商條約の廢棄は日印間の互惠的經濟關係を破壊し延て日英印三國間の親善なる國交に惡影響を及ぼすべき虞多きにより貴會議所に於ても此點御熟考の上同通商條約繼續方に付何分の御盡力を乞ふ。

八、大日本紡績聯合會の聲明書

大日本紡績聯合會の日印通商條約廢棄問題對策委員會は四月十八日本問題について協議を行ふと同時に輸出綿糸布同業會、棉花商同業會、大阪綿布商同盟會、縞三綾輸出組合、大阪綿布人絹織物輸出組合の連名の下に左の如き聲明書を發表した。

聲明書

一、我綿製品に對する印度政府の差別的待遇に關し我政府は英印兩國政府に對し、從來しばく抗議をなしたるに拘らず、兩國政府は今日まで何等誠意ある措置を取らざるのみならず、今回何等の商議なくして英國政府が突如として日印通商條約の破棄を通告し來りたることは全然國際上の情誼を無視したものである。

二、日印通商條約の破棄は今回印度立法議會を通過したる印度産業保障法（ダンピング防止法）の實施により日本貨物に對し一層苛酷なる差別關稅を設定する前提であつて、更に進んで日本綿布の印度輸入を禁止せんとする目的に出でたものである。

三、かくの如くして印度政府が不法なる印度紡績の要求に應じ、日本綿布を極度に排斥することはひいて印度民衆の利益に反するのみならず、日印通商上に不幸なる結果を招來すること明白である。

四、英國政府は日印通商條約の破棄は印度産業保護のためであると辯明してゐる、併し印度の紡績事業は年々進歩して一九一四年の紡機八十萬錘、織機八萬五千臺から昨年の八百十萬錘、十五萬七千臺に増加してゐる。然るに昭和五年以來既に四回の増稅を行ひ、現に本邦品に對しては特に五割といふが如き高率を課し、今かゝる非常手段に訴ふるが如きは畢竟マンチエスター紡績保護のための策動と見るほかはない。

五、翻つて我國紡績事業のこれがために受くる影響如何といふに、我國綿製品輸出額の約三割は印度に輸出せられ、印度は我國綿布の最大輸入國である、然るに今日若し印度市場を喪失するに於ては我國紡織設備の約二割は殆んど不用に歸すこととなり、その結果の重大なるは今更いふまでもない。

六、抑も現行日印通商條約は一九〇五年中に締結せられたるものであるが、當時の日印貿易は片貿易にして同年中の對日印度輸出額九千萬圓に對し、我國の對印輸出額は僅に八百萬圓にすぎなかつたの

である。隨つて該條約は印度が我國に對して最惠國條款の適用を受くるため、進んでその締結を切望したのである。爾來四十年間ににおいて印度の對日輸出超過額三十三億圓の巨額を示し、僅かに昨年に至り偶々我國が僅少の輸出超過を見たるに際し、俄かに條約を破棄して我國の對印輸出を事實上禁止せんとするが如きは、英印兩國政府の不信義に驚かざるを得ない。

七、吾々は本件に關し最も重要な關係にあるに顧み、この際その具體の方策については今暫く言議を慎みたいと思ふ、併し目下我政府は英國政府に對し折角折衝中であるから、その成行を見たる上によく印度政府に於いて反省の實なきに於いては、吾々は事件の重大性に鑑み、非常なる決心を以て本問題に臨む覺悟を有することをこゝに聲明するものである。

一一、日印通商關係概觀

I、本邦對英領印度貿易概況

一、輸出入總額

本邦對英領印度外國貿易は昨昭和七年に於て輸出一億九千二百萬圓、輸入一億一千六百萬圓、輸出入合計三億九百萬圓で、貿易差額は七千五百萬圓の出超に終つて居るが、しかし、本邦の對印貿易が昨年の如く輸出超過に終りたるは全く稀有の現象で、從來二、三十年間連年相當多額の輸入超過を續けて來たのであつた。即ち試みに明治卅八年、今次問題となつた日印通商條約が締結された年から昨昭和七年まで廿八年間の貿易累計額を見ても、輸出二十六億八千四百萬圓、輸入六十三億六千九百萬圓、差引入超三十三億五千萬圓、一年平均入超額一億二千萬圓となつて居るのであり、隨つて本邦印度間の貿易が印度に莫大な利益を齎らして居ることは争ひ難い事實である。

第一表 本邦對英領印度輸出入貿易總額表

(單位千圓)

年 次	輸 出	輸 入	合 計	入 出 超
大正十二年	九七,203	三〇五,七八	四〇五,三七	(入) 二〇六,〇九
全 十三年	九六,619	三八七,九一	五三,一四	(入) 二五,一四八
全 十四年	一五,三七	五七,五三	七四,九六	(入) 四〇〇,一五〇
昭和元 年	三七,四三	三九,一三六	五七,〇八七	(入) 二三五,一八五
全 二 年	一六七,五八〇	二七〇,五九二	四三八,一七二	(入) 一〇三,〇三
全 三 年	一四六,〇〇七	二五五,四六八	四〇一,八〇四	(入) 二三六,七九二
全 四 年	一六〇,五七	二六八,二三〇	四六六,二七五	(入) 九〇,〇六三
全 五 年	一三九,二六三	一八〇,四四五	三〇九,六七七	(入) 五一,一四一
全 六 年	一三〇,三七	一三三,一五五	(入) 三、九八	
全 七 年	一九七,四九一	二六八,六五	三〇九,三五七	(出) 七五,五六
全八年三月迄	四七,九六〇	六一,八〇〇	一〇九,七六六	(入) 一三,八八四
前年同期	三一,四五五	三五,六七四	七一,一四九	(入) 八,一九九

一一、本邦貿易に於ける對印貿易の地位

印度は我國にとつては重要な商品輸出市場たると共に原料獲得地たり、殊に一昨年來對支事件の發生により支那との貿易が激減した結果、その本邦輸出貿易市場としての地位は益々重要味を加へて來た。即ち昭和四、五、六年に於て孰れも本邦輸出總額に對して一割以下であつた對印輸出貿易の百分率は昨

昭和七年には一躍一割三分六厘となり、對米輸出貿易の三割一分五厘に次いで第二位の高位を占めるに至つて居る。又、輸入にあつても、昨年の本邦輸入總額に對する對印輸入貿易の百分率は八分一厘で米國、濠洲に次ぐ第三位を占めて居り、更に輸出入合計にあつては、その本邦貿易總額に對する割合は約一割一分で、之亦輸出貿易同様米國に次ぐ第二位の重位にある。

第二表 本邦對英領印度貿易の總貿易額に對する比率概表

(價額の單位は千圓)

	輸出	輸入	輸出入合計
貿易總額	二、一〇三、七一九	二、二一三、四二〇	四、三六四、八五七
對印貿易額	一九八、〇五七	二八八、一二〇	四八六、一七七
百分率	九・二	一三・〇	一一・一
昭和四年			
貿易總額	一、四六九、八五二	一、五四六、〇七一	三、〇一五、九二三
對印貿易額	一二九、二六二	一八〇、四〇五	三〇九、六六七
百分率	八・八	一一・七	一〇・三
昭和五年			
貿易總額	一、一四六、九八一	一、二三五、六七三	二、三八二、六五三
對印貿易額	一一〇、三六七	一三三、一六五	二四三、五三二
百分率	九・六	一〇・八	一〇・二
昭和六年			
貿易總額	一、一四〇、九九二	一、四三一、四六一	二、八四一、四五三
對印貿易額	一九二、四九二	一一六、八六五	三〇九、三五七
百分率	一三・六	八・一	一〇・九
昭和七年			
貿易總額	一、四〇九、九九二	一、四三一、四六一	二、八四一、四五三
對印貿易額	一九二、四九二	一一六、八六五	三〇九、三五七
百分率	一三・六	八・一	一〇・九
同年に於ける他の主要國の百分率			
米國	三一・五	三五・六	三三・五
中華民國	一〇・〇	七・一	八・一
蘭領印度	七・一	二・八	四・七
濠洲	二・六	九・三	六・〇
關東洲	八・五	五・三	六・九

二、重要品別貿易概況

本邦對印貿易の重なる品目は、輸出品にあつては綿織物（昭和七年の輸出額八千六百萬圓、總額の約四割に當る）絹織物及人造絹織物（同じく輸出額三千三百萬圓、總額の約一割七分に當る）綿織糸（同じく輸出額千四百三十萬圓、總額の約七分に當る）を三大品目とし、以下莫大小製品、硝子及同製品、陶磁器、鐵製品、真鍮、身邊裝飾用品、木材、玩具、セメント、紙類等である。又輸入品にありては、實綿及緑綿（昭和七年の輸入額九千百七十萬圓、總額の約八割に當る）を第一位とし、以下棉花以外の

第二表 本邦對英領印度重要品別貿易表

(價額の単位は千圓)

品名	數量	價額	品名	數量	價額
實棉及繩綿	二、七〇	九、一四六	薄荷油	六、七〇八	三、六三
其他植物纖維	一、九四	二、三三五	魚油及鯨油	二、九五	一、九四
銑鉛(塊及錠)	一、九九	一、九四	植物性脂肪油	一、五五	一、三元
油粕	一、九六	一、六六	寸鹹子	一、五四	一、七
鐵	一、八一	一、四九	百斤	一、五三	一、五
鉛(塊及錠)	一、七九	一、三八	魚油	一、五二	一、三
採油用原料	一、七七	一、二八	荷油	一、五一	一、二
護膜	一、七六	一、二七	薄荷	一、五〇	一、一
及類	一、七五	一、二六	魚油及鯨油	一、四九	一、一
類	一、七四	一、二五	植物性脂肪油	一、四八	一、一
類	一、七三	一、二四	寸鹹子	一、四七	一、一
類	一、七二	一、二三	百斤	一、四六	一、一
類	一、七一	一、二二	魚油及鯨油	一、四五	一、一
類	一、七〇	一、二一	荷油	一、四四	一、一
類	一、六九	一、二〇	薄荷	一、四三	一、一
類	一、六八	一、一九	魚油及鯨油	一、四二	一、一
類	一、六七	一、一八	荷油	一、四一	一、一
類	一、六六	一、一七	薄荷	一、四〇	一、一
類	一、六五	一、一六	魚油及鯨油	一、三九	一、一
類	一、六四	一、一五	荷油	一、三八	一、一
類	一、六三	一、一四	薄荷	一、三七	一、一
類	一、六二	一、一三	魚油及鯨油	一、三六	一、一
類	一、六一	一、一二	荷油	一、三五	一、一
類	一、六〇	一、一一	薄荷	一、三四	一、一
類	一、五九	一、一〇	魚油及鯨油	一、三三	一、一
類	一、五八	一、九九	荷油	一、三二	一、一
類	一、五七	一、九八	薄荷	一、三一	一、一
類	一、五六	一、九七	魚油及鯨油	一、三〇	一、一
類	一、五五	一、九六	荷油	一、二九	一、一
類	一、五四	一、九五	薄荷	一、二八	一、一
類	一、五三	一、九四	魚油及鯨油	一、二七	一、一
類	一、五二	一、九三	荷油	一、二六	一、一
類	一、五一	一、九二	薄荷	一、二五	一、一
類	一、五〇	一、九一	魚油及鯨油	一、二四	一、一
類	一、四九	一、九〇	荷油	一、二三	一、一
類	一、四八	一、八九	薄荷	一、二二	一、一
類	一、四七	一、八八	魚油及鯨油	一、二一	一、一
類	一、四六	一、八七	荷油	一、二〇	一、一
類	一、四五	一、八六	薄荷	一、一九	一、一
類	一、四五	一、八五	魚油及鯨油	一、一八	一、一
類	一、四四	一、八四	荷油	一、一八	一、一
類	一、四五	一、八三	薄荷	一、一七	一、一
類	一、四三	一、八二	魚油及鯨油	一、一七	一、一
類	一、四二	一、八一	荷油	一、一六	一、一
類	一、四一	一、八〇	薄荷	一、一五	一、一
類	一、四〇	一、七九	魚油及鯨油	一、一五	一、一
類	一、三九	一、七八	荷油	一、一四	一、一
類	一、三八	一、七七	薄荷	一、一三	一、一
類	一、三七	一、七六	魚油及鯨油	一、一三	一、一
類	一、三六	一、七五	荷油	一、一二	一、一
類	一、三五	一、七四	薄荷	一、一一	一、一
類	一、三四	一、七三	魚油及鯨油	一、一一	一、一
類	一、三三	一、七二	荷油	一、一〇	一、一
類	一、三二	一、七一	薄荷	一、一〇	一、一
類	一、三一	一、七〇	魚油及鯨油	一、一〇	一、一
類	一、三〇	一、六九	荷油	一、九九	一、一
類	一、二九	一、六八	薄荷	一、九八	一、一
類	一、二八	一、六七	魚油及鯨油	一、九七	一、一
類	一、二七	一、六六	荷油	一、九六	一、一
類	一、二六	一、六五	薄荷	一、九五	一、一
類	一、二五	一、六四	魚油及鯨油	一、九四	一、一
類	一、二四	一、六三	荷油	一、九三	一、一
類	一、二三	一、六二	薄荷	一、九二	一、一
類	一、二二	一、六一	魚油及鯨油	一、九一	一、一
類	一、二一	一、六〇	荷油	一、九〇	一、一
類	一、二〇	一、五九	薄荷	一、九九	一、一
類	一、一九	一、五八	魚油及鯨油	一、九八	一、一
類	一、一八	一、五七	荷油	一、九七	一、一
類	一、一七	一、五六	薄荷	一、九六	一、一
類	一、一六	一、五五	魚油及鯨油	一、九五	一、一
類	一、一五	一、五四	荷油	一、九四	一、一
類	一、一四	一、五三	薄荷	一、九三	一、一
類	一、一三	一、五二	魚油及鯨油	一、九二	一、一
類	一、一二	一、五一	荷油	一、九一	一、一
類	一、一一	一、五〇	薄荷	一、九〇	一、一
類	一、一〇	一、四九	魚油及鯨油	一、九九	一、一
類	一、九九	一、四八	荷油	一、九八	一、一
類	一、九八	一、四七	薄荷	一、九七	一、一
類	一、九七	一、四六	魚油及鯨油	一、九六	一、一
類	一、九六	一、四五	荷油	一、九五	一、一
類	一、九五	一、四四	薄荷	一、九四	一、一
類	一、九四	一、四五	魚油及鯨油	一、九三	一、一
類	一、九三	一、四五	荷油	一、九二	一、一
類	一、九二	一、四五	薄荷	一、九一	一、一
類	一、九一	一、四五	魚油及鯨油	一、九〇	一、一
類	一、九〇	一、四五	荷油	一、九九	一、一
類	一、八九	一、四五	薄荷	一、九八	一、一
類	一、八八	一、四五	魚油及鯨油	一、九七	一、一
類	一、八七	一、四五	荷油	一、九六	一、一
類	一、八六	一、四五	薄荷	一、九五	一、一
類	一、八五	一、四五	魚油及鯨油	一、九四	一、一
類	一、八四	一、四五	荷油	一、九三	一、一
類	一、八三	一、四五	薄荷	一、九二	一、一
類	一、八二	一、四五	魚油及鯨油	一、九一	一、一
類	一、八一	一、四五	荷油	一、九〇	一、一
類	一、八〇	一、四五	薄荷	一、九九	一、一
類	一、七九	一、四五	魚油及鯨油	一、九八	一、一
類	一、七八	一、四五	荷油	一、九七	一、一
類	一、七七	一、四五	薄荷	一、九六	一、一
類	一、七六	一、四五	魚油及鯨油	一、九五	一、一
類	一、七五	一、四五	荷油	一、九四	一、一
類	一、七四	一、四五	薄荷	一、九三	一、一
類	一、七三	一、四五	魚油及鯨油	一、九二	一、一
類	一、七二	一、四五	荷油	一、九一	一、一
類	一、七一	一、四五	薄荷	一、九〇	一、一
類	一、七〇	一、四五	魚油及鯨油	一、九九	一、一
類	一、六九	一、四五	荷油	一、九八	一、一
類	一、六八	一、四五	薄荷	一、九七	一、一
類	一、六七	一、四五	魚油及鯨油	一、九六	一、一
類	一、六六	一、四五	荷油	一、九五	一、一
類	一、六五	一、四五	薄荷	一、九四	一、一
類	一、六四	一、四五	魚油及鯨油	一、九三	一、一
類	一、六三	一、四五	荷油	一、九二	一、一
類	一、六二	一、四五	薄荷	一、九一	一、一
類	一、六一	一、四五	魚油及鯨油	一、九〇	一、一
類	一、六〇	一、四五	荷油	一、九九	一、一
類	一、五九	一、四五	薄荷	一、九八	一、一
類	一、五八	一、四五	魚油及鯨油	一、九七	一、一
類	一、五七	一、四五	荷油	一、九六	一、一
類	一、五六	一、四五	薄荷	一、九五	一、一
類	一、五五	一、四五	魚油及鯨油	一、九四	一、一
類	一、五四	一、四五	荷油	一、九三	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九二	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九一	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九〇	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九九	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九八	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九七	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九六	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九五	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九四	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九三	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九二	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九一	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九〇	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九九	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九八	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九七	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨油	一、九六	一、一
類	一、四五	一、四五	荷油	一、九五	一、一
類	一、四五	一、四五	薄荷	一、九四	一、一
類	一、四五	一、四五	魚油及鯨		

四、主要二輸出品（綿織物・絹及人造絹織物）對英領印度輸出額の總輸出額に對する割合

前述本邦主要ニ輸出品、即ち綿織物、絹及人造絹織物の對英領印度輸出が之等二品の本邦總輸出額に對しそれだけの割合を占めて居かを見ると、第一綿織物にあつては其の對印輸出は昭和七年に於て本邦輸出總額に對し、數量三割一分七厘、價額二割七分九厘に當り、昭和六年以來、對支輸出をも凌駕する第一位の地位に上つて居る。又、絹織物及人絹織物にあつても、右の割合は昭和七年に於て二割九分六

厘に達し、之亦本邦輸出市場として第一位の地位に立つて居る。

三

第四表 主要二輸出品（綿織物、絹及人造絹織物）對
英領印度輸出額の總輸出額に對する比率概表

（價額の單位は千圓）

年	綿織物		絹織物（價額）
	數量（百萬方碼）	價額	
昭和四年	一、七九一	四一二、七〇七	一四九、九五五
	五八一	一〇九、一三九	二七、七一七
昭和五年	三三一・四	二六・五	一八・五
	一、五七二	一〇〇、七一〇	
昭和六年	四〇四	一六、七八二	
	二五・七	一六・七	
昭和七年	二七二、一一七	一九一、七〇九	
	六一、二一六	五九、〇六九	
昭和八年	二三一・五	七八、九二三	
	一、四一九	三三、九二二	
昭和九年	四〇四	二六・〇	
	二八・六	二九・六	
昭和十年	一、一〇、八二八		
	六四五		
昭和十一年	八〇、六五四		
	三三、九五七		
昭和十二年	二七・九		
	二九・六		

五、綿織物、絹及人造絹織物以外の重要な輸出品及び主要輸入品對印貿易額の本邦總輸出入額に對する割合

又、前節で述べた二主要品類以外の重要な輸出品について、その對印輸出額が本邦輸出總額に對してどれだけの割合を占めて居るかを見ると、昭和七年に於て、綿織物は約七割、莫大小製品は約二割五分、陶磁器は約一割五分、鐵製品は約二割五分、真鍮は約八割、身邊裝飾品は約四割、木材は約一割五分、玩具は約九分、セメントは約一割五分、紙類は約四分（以上昭和七年に於ける對印輸出額百萬圓以上のもの）に當つて居る。之によつて、前述の二主要品類以外、對印貿易の消長に最も重大な關係ある我國の產業が大體所謂雜貨及金屬工業にあることがわかるが、尙ほ主要輸入品の印度品輸入額が本邦輸入總額に對する割合は、實棉及繅綿二割餘、其他植物纖維二割、銑鐵二割五分の割合になつて居る。

第五表 綿織物、絹及人造絹織物以外の重要な輸出品及び主要輸入品

對印貿易價額の本邦貿易總額に於ける地位概表

（單位千圓）

二三三

1、輸出品

二四

昭和七年

輸出總額
對印輸出額

輸出總額
對印輸出額

輸出總額
對印輸出額

綿織糸	二、五七	一四、三四	八、五一	五、五二
莫大小製品	二、九三五	六、六九	二、一六	三、九〇一
硝子及同製品	九、八二	四、一〇六	六、五四	二、三九
陶磁器	三、九七	三、四六	一九、三〇七	一、三九二
鐵製品	四、九三	三、三三	一〇、二四六	二、七六
真鍮	三、七〇	二、九九	三、〇六四	一、一五
身邊裝飾用品	五、四三五	一、五〇七	四、三六一	一、一四三
木材	二、三九	一、五〇	九、九西	一、七六三
玩具	一、五二九	一、四六六	九、八四	一、四六三
セメント	八、五六六	一、三〇七	九、〇九	一、五六八七
樟腦類	一四、〇三	一、二六	一〇、九五	一、〇六九
	三、五二	九七三	二、九四五	七四六
			六二七	九五
			三、一〇九	六八五
				九五

綿織糸	二、五七	一四、三四	八、五一	五、五二
莫大小製品	二、九三五	六、六九	二、一六	三、九〇一
硝子及同製品	九、八二	四、一〇六	六、五四	二、三九
陶磁器	三、九七	三、四六	一九、三〇七	一、三九二
鐵製品	四、九三	三、三三	一〇、二四六	二、七六
真鍮	三、七〇	二、九九	三、〇六四	一、一五
身邊裝飾用品	五、四三五	一、五〇七	四、三六一	一、一四三
木材	二、三九	一、五〇	九、九西	一、七六三
玩具	一、五二九	一、四六六	九、八四	一、四六三
セメント	八、五六六	一、三〇七	九、〇九	一、五六八七
樟腦類	一四、〇三	一、二六	一〇、九五	一、〇六九
	三、五二	九七三	二、九四五	七四六
			六二七	九五
			三、一〇九	六八五
				九五

綿織糸	二、五七	一四、三四	八、五一	五、五二
莫大小製品	二、九三五	六、六九	二、一六	三、九〇一
硝子及同製品	九、八二	四、一〇六	六、五四	二、三九
陶磁器	三、九七	三、四六	一九、三〇七	一、三九二
鐵製品	四、九三	三、三三	一〇、二四六	二、七六
真鍮	三、七〇	二、九九	三、〇六四	一、一五
身邊裝飾用品	五、四三五	一、五〇七	四、三六一	一、一四三
木材	二、三九	一、五〇	九、九西	一、七六三
玩具	一、五二九	一、四六六	九、八四	一、四六三
セメント	八、五六六	一、三〇七	九、〇九	一、五六八七
樟腦類	一四、〇三	一、二六	一〇、九五	一、〇六九
	三、五二	九七三	二、九四五	七四六
			六二七	九五
			三、一〇九	六八五
				九五

綿織糸	二、五七	一四、三四	八、五一	五、五二
莫大小製品	二、九三五	六、六九	二、一六	三、九〇一
硝子及同製品	九、八二	四、一〇六	六、五四	二、三九
陶磁器	三、九七	三、四六	一九、三〇七	一、三九二
鐵製品	四、九三	三、三三	一〇、二四六	二、七六
真鍮	三、七〇	二、九九	三、〇六四	一、一五
身邊裝飾用品	五、四三五	一、五〇七	四、三六一	一、一四三
木材	二、三九	一、五〇	九、九西	一、七六三
玩具	一、五二九	一、四六六	九、八四	一、四六三
セメント	八、五六六	一、三〇七	九、〇九	一、五六八七
樟腦類	一四、〇三	一、二六	一〇、九五	一、〇六九
	三、五二	九七三	二、九四五	七四六
			六二七	九五
			三、一〇九	六八五
				九五

洋燈及同部分品	二、七西	九〇九	七、七八四	三〇九	八、二三七	四八一
機械及同部分品	一〇、九四	九〇〇	一三、六四一	四七〇	三、九五六	三〇九
帽子	七七三	八九九	一〇、五二一	四九七	九、三六四	八九八
綿タオル	三、八四	八七七	一〇、五四	四九七	九、三六四	七七八
綿麥鈕	四、八五	六四六	三、〇五	四六九	九、三六四	七七八
毛織物	五、八六三	六三六	四、六七一	四六九	九、三六四	七七九
絹製手巾	一、四〇三	五九一	一、三九六	四六九	九、三六四	七八〇
薄荷腦	三、六九	三四四	一、四七二	四六九	九、三六四	七八一
綿ランケット	一、七〇九	三一四	二、九四	四六九	九、三六四	七八二
洋傘	三、三六	二五五	一、四七一	四六九	九、三六四	七八三
刷子	二、九三六	二七一	二、九四	四六九	九、三六四	七八四
						七八五

昭和七年
昭和六年
昭和五年

四七、四〇一
九二、七四七
二九六、二七三
二二三、二六二
三六三、〇四七
一四七、六八八
一六、四四九
二、九六八

實棉及綵綿	四七、四〇一
其他植物纖維	九一、七四七
銑	二九六、二七三
鐵	一三、三六三
油	一六、四四九
粕	一三、六九八
三四、五九九	一、九五五
二、〇四八	三、六二六
四、三四九	二、九六八
七八九	一、六、四四九
六六、四二七	一五、八四六
八〇九	七、六六七

鉛
(塊及錠)
九、九七三
一、八六七
八、二三一
一、三三
一、二二七
三、八八
四、三九八
一、七六
四、九八九
一、九五

六、金輸出再禁止後に於ける圓爲替相場の

六、金輸出再禁止後に於ける圓爲替相場の
下落と對印爲替相場

昭和六年十二月本邦が再び金の輸出禁止を行つて以後、本邦の對外爲替相場は昨年十一月まで急激な

第六表 金輸出再禁止後に於ける圓爲替相場高低表

低落を續けたが、之につれて對英領印度爲替相場も急落を續けて、再禁前には二百五留比であつたもの
が、七年三月には百十六留比、同六月には百四留比、十一月には八十留比二五、本年二月には七十八留
比半に低落した。次項で述べる昭和七年、殊に同年四、五月以後の本邦對印輸出價額が非常な激増を見
るに至つたのには此の爲替下落が與つて大なる原因となつてゐることと言ふまでもないのである。

	最高	最低	最高	最低
對印	米	留比	對印	米
昭和六年十二月	四九・六	弗	二〇五	留比
昭和七年一月	三七・八	七	一四	留比
二月	三六・三		一五	
三月	三一・四		一四	
四月	三一・三		一三	
五月	三一・二		一二	
六月	三一・一		一一	
七月	三一・〇		一〇	
八月	二七・三		九	
九月	二六・八		八	
十月	二五・七		七	
十一月	二四・六		六	
十二月	二三・五		五	
	二二・四		四	
	二一・三		三	
	二〇・二		二	
	一九・一		一	
	一八・〇			

八月	二七・七	三・八	一・六	八
九月	二四・六	三・六	一・六	八
十月	二四・五	三・五	一・六	八
十一月	二・三	一・五	一・五	八
十二月	一九・五	八・五	八・五	八
昭和八年一月	八・五	八・五	八・五	八
二月	二・三	二・三	二・三	八
三月	二・八七	二・五	二・五	八
"	"	"	"	"

七、金輸出再禁止後に於ける本邦對印輸出貿易

本邦の對印輸出貿易が昭和七年に於て異常の進展を告げたことは前述の通りであるが、此の對印輸出貿易を月別に觀察して見ると、昨年來の本邦對印輸出額増加は大體に於て、前項で述べた對印爲替相場の下落と同一の反比例をとつて居る。即ち、對印爲替相場が百十六留比に下つた昨年三月には、本邦對印輸出貿易は前年に比べて三割八分の増加を告げたが、四月、五月には更に五割一分、八割六分のいづれも増加となり、更に六月以後十二月迄は毎月前年に比べて倍加以上の激増となつて居る。其後昭和八年に入つては多少増加の程度が弱くなつて居るが、兎に角、右の様な本邦對印輸出貿易の急激な増加が今次の所謂ダンピング稅賦課を目標とする條約廢棄の一大動機となつたことは勿論であらう。しかも此處に述べた本年に入つての増加率低下は、右の激増が我國の官民がさきに印度當局者へ説明したことある如く、一時的現象に過ぎなかつたことを立證して居るものと言つてよからう。

第七表 金輸出再禁止後に於ける本邦對印輸出貿易月別表 (単位千圓)

輸出額	前年同期	増減率 (%)	年	
			昭和六年十二月	昭和七年一月
一〇、二二一	一〇、〇二三	(+)	一八・七	一八・七
八、〇〇四	一〇、〇一〇	(-)	二〇・〇	二〇・〇
九、八八四	一〇、五三五	(-)	六・一	六・一
一三、五八七	一〇、五一七	(+)	三八・六	三八・六
一三、六四六	九、〇一八	(+)	五一・三	五一・三
一七、二四五	九、二三三	(+)	八六・七	八六・七
一七、一四五	八、五〇八	(+)	一〇一・五	一〇一・五
一九、三七〇	(+)	一〇・六・八	一〇・六・八	一〇・六・八

八月	一九、五五八	八、九五九	(+)	一一八・三
九月	一八、九六五	九、二四九	(+)	一〇五・〇
十月	一七、八〇五	七、六四一	(+)	一三二・九
十一月	一六、六七五	七、一一七	(+)	一三四・三
昭和七年十二月	二〇、六〇三	一〇、二一	(+)	一〇一・七
昭和八年一月	一三、六六四	八、〇〇四	(+)	七〇・七
二月	一五、三四〇	九、八八四	(+)	五五・二
三月	一八、九一二	一三、五八七	(+)	三九・一

I、阪神兩港對英領印度貿易概況

一、輸出入總額

先づ大阪港から述べると、大阪港對印度貿易は全國の對印貿易が輸入超過を常態とするのに對し、輸出超過に終るのを常とし、最近十年間の成績を見ても、入超を示したのは大正十三、十四兩年だけで、他は皆出超に終つて居る。殊に昨年の如き約七千萬圓の多額の出超を示し、同年に於ける同港輸出超過總額六千六百萬圓以上に上つて居るのであつて、之を見ると昭和七年に於て大阪港が、其の日支事變以來に於ける對支輸出の激減にも拘はらず、輸出港として出超狀態を恢復し得たのは、一に對印輸出の好成績に終つた結果であると言ふことが出来る。次に神戸港の對印貿易は昭和七年に於て、輸出六千二百萬圓、輸入八千二百萬圓、差引入超二千萬圓を示して居つて、之は大阪港とは反対に連年輸入超過を續けて居るが、尙ほ兩港對印貿易の全國對印貿易に對する割合は昭和七年に於て、大阪港輸出約四割強、輸入約一割四分、神戸港輸出約三割、輸入約七割の高率に當つて居る。

第八表 阪神兩港對英領印度輸出入貿易總額表 (單位千圓)

年 次	阪			神			戶		
	輸出	輸入	合計	入出超	輸出	輸入	合計	入超	
大正十二年	四二六三	三七、四八五	八〇、二〇八	(出)	五、二三	四〇、〇五〇	二二〇、五二〇	二五〇、五〇	一七〇、四六〇

" 十三年	六、一三〇	七、三三	一五、四四	(入) 三、一八一	五、三九	三九、三三	二六七、六〇	一七〇、八二七
" 十四年	六、四九一	一〇〇、〇四一	一七六、五三五	(リ) 三、五九	六九、八〇五	三七、一九六	三九、〇〇三	二五七、三九三
昭和元年	六五、七三七	五六、三三六	一三一、〇六六	(出) 九、三六九	六五、七五	三七、七三	三〇三、四二三	一七、九八一
" 二年	七、八七	三四、八五五	一〇八、七三三	(リ) 三九、〇三一	六四、〇〇〇	一六七、八七	三一、八七五	二〇三、八七七
" 三年	六、八七	三五、〇四九	一〇四、三六八	(リ) 三、八六八	四一、八九三	一九五、三四	二三八、三六八	一五、四一
" 四年	七、二四	四一、二八三	一三八、五二七	(リ) 五、九六一	五、九〇四	一八八、〇七	二三九、九二二	二三六、一三三
" 五年	七、一五	三二、五五二	八九、一〇七	(リ) 二五、二〇三	三九、八四六	二三、七六七	一五、六三三	吉、九二二
" 六年	七、九五	二七、八〇四	古、七五七	(リ) 一九、一四七	三七、三六八	八四、五五六	三一、九三三	四七、一九一
" 七年	八、一六	一六、四〇〇	一〇三、五七七	(リ) 六九、六五五	六一、四五〇	八二、七五五	一四五、二五五	二〇、三一五
同年に於ける 全國對印貿易	一九、一四九	二六、八六五	三〇九、三五七	(リ) 七五、五五六	一九、一四九	二六、八五五	三〇九、三五七	（出）七五、五五六
兩港對印貿易額 貿易に對する割合(%)	四四・七	一四・〇	三三・二	-	三一・四	七〇・八	四六・九	-

二、阪神兩港貿易に於ける對印貿易の地位

次に右の阪神兩港對英領印度貿易が兩港對外貿易總額に對し、どれだけの割合を占めて居るかを見る
と昭和七年に於て大阪港は輸出二割五分七厘、輸入六分一厘、輸出入合計一割七分、神戸港は輸出一割

二分四厘、輸入一割五分四厘、輸出入合計一割四分に當つて居る。しかも同年大阪港に於ける中華民國
の同じ比率は輸出に於て二割二分六厘、蘭領印度の同じ比率は同じく一割五分八厘、關東州の同じ比率
は同じく一割四分であり、英領印度は大阪港の輸出市場として海外第一位を占めて居るが、神戸港に於
ても對印貿易の割合は輸出入共對米貿易に次ぐ重位を占めて居るのであつて、之によつて對印貿易の消
長が阪神兩港貿易の状勢に最も重要な關係を持つて居ることを窺ふことが出来るであらう。

第九表 最近四年間に於ける阪神兩港對英領印度
貿易の總貿易額に對する比率概表

(單位千圓)

	大阪			神戶			輸出入合計
	輸出	輸入	輸出入合計	輸出	輸入	輸出入合計	
貿易總額	四四、九七八	三七、三六	七二、二四	古一、八九三	八八、二三一	一、五八四、三四	
對印貿易額	九七、二四四	四二、二八三	一二八、五二七	五一、九〇四	一八八、〇七	二三九、九二〇	
百分率	三二・八	一三・〇	一八・一	七・四	二一・三	一五・八	
貿易總額	二九九、三九	三二、三四五	五三〇、六四四	五三、一七二	五三、六四九	一、〇六六、八二二	
對印貿易額	五七、一五	三二、九五	八九、一〇七	三九、八四六	一二三、七六七	一五三、六二三	
百分率	二九・〇	三一・八	一六・七	七・六	二〇・一	一四・一	

貿易總額	二二八、九一四	二二五、八三六	三四四、七五〇	四〇九、〇一一	四五七、七四〇	八六六、七五
昭和六年 對印貿易額	四六、九五二	二七、八〇四	七四、七五七	三七、三七九	八四、三三五	二二、七二三
百分率	二二・四	二三・八	一七・一	一九・一	一八・四	一四・〇
貿易總額	三四、二二三	二六七、九八七	六〇三、一九九	四九九、三〇三	五三五、六四七	一、〇三四、九五〇
對印貿易額	八六、一二六	一六、四六〇	一〇三、五七九	六三、四五零	八三、七六五	一四五、二二五
百分率	二五・七	六・一	一七・〇	一三・四	一五・四	一四・〇
米國	〇・〇六	四九・八	三・五	三〇・四	四三・三	七・三
同年に於ける他の主要國の百分率	一五・八	三・六	一五・九	六・六	四・七	二・三
蘭領印度	一四・〇	七・七	一五・九	六・〇	二・六	一・九
民國	二・六	一・九	一・五	一・四	一・三	一・二
關東洲	一四・〇	九・七	九・七	六・六	六・六	五・九
百分率	一四・〇	九・七	九・七	六・六	六・六	五・九

二、重要品別貿易概況

阪神兩港から英領印度へ輸出せられる重要品は、大體に前述全國の重要な輸出品と大差なく、その最も重要なものは勿論綿製品で、その輸出額は昭和七年に於て、大阪港だけで合計五千四百萬圓、對英領印度輸出總額の約六割四分を占めて居る。次は人造絹織物、メリヤス製品、硝子及同製品、鐵製品、真鍮並に雜貨等であるが、轉じて、輸入の方を見ると、之亦全國の分と大差なく、棉花が第一位で輸入額の大部を占め以下、鐵、鉛、バラフインワツクス、屑及古鐵、亞麻子等が主なる品目になつて居る。

第十表
阪神兩港對英領印度重要品別貿易表
(單位千圓)

1、大阪港の一部

品名	單位	昭和七年	
		昭和六年	昭和七年
綿織物	千方碼	三五、七五	二七、五五、六二
絲	百斤	一八、一六	三五、三四
人造絹織物	打	一、六七八、〇七	一〇、三一
メリヤス製品		八二、六五	三、八一四
硝子及同製品		三、四一九	二、〇七九
鐵製品		二、七八三	一、五八五
真鍮		二、六〇七	一、五〇七
鎗	百斤	八六、〇六	三五、八七
品、筒及附屬品	自轉車、同部分	一、五三	二、四六一
		一、五〇九	一、五〇七
		七〇九	九五

並に雜貨等であるが、轉じて、輸入の方を見ると、之亦全國の分と大差なく、棉花が第一位で輸入額の大部分を占め以下、鐵、鉛、バラフインワツクス、屑及古鐵、亞麻子等が主なる品目になつて居る。

金輸出再禁止後に於ける阪神兩港の
對英領印度輸出貿易

本邦の對英領印度輸出貿易が、爲替相場の下落其他の原因により、昨年來激増を見るに至つたことは

前述の通りであるが、阪神兩港の對英領印度貿易も大體同一の歩調をとつて増加を告げたことと言ふまでもなく、先づ大阪港に就て見ると、昭和七年五月早くも前年に比べて倍加以上の激増を示し、其後十二月まで毎月倍加若くはそれに近い増加を續けた。殊に十一月の如き約十四割の激増振りを示したが、其後本年に入つて増加の割合が著しく下つてゐることも、全國對印貿易の趨向と一致して居り、又神戸港に於ても凡そ同じやうな趨勢が示されて居る。

第十一表 金再禁輸後に於ける阪神兩港對印輸出貿易月別表

(單位千圓)

	大		阪		神		戸	
	輸出額	前年同月		比較増減	輸出額	前年同月		比較増減
昭和六年十二月	四、二九六	三、九〇三	增	三九五	三、三七四	三、三三一	增	四三
昭和七年一月	三、五六	四、〇三八	減	五一	二、六九一	三、六五〇	減	九五九
昭和七年二月	四、三五八	四、五四〇	"	一八一	三、三九四	三、五九〇	"	一九六
昭和七年三月	五、八一二	四、三〇六	增	一五〇六	四、六八一	三、四五五	增	二三七
昭和七年四月	五、九六五	三、三四六	"	二六一九	四、五〇〇	三、三八七	"	一三三
昭和七年五月	八、一七〇	三、六一	"	四、三八九	五、七三四	三、一〇五	"	二六九
昭和七年六月	八、一〇五	三、四九一	"	四、六一四	五、四八三	二、九八二	"	二、五〇一
昭和七年七月	八、六三九	四、三七	增	四、五三	六、六八八	三、三三〇	增	三、四一八
昭和七年八月	九、四三	四、九六	"	五、三七	六、〇七四	二、八五	"	三、三三九
昭和七年九月	九、〇七八	四、四九	"	四、六三八	五、二七四	二、九七〇	"	二、三〇四
昭和七年十月	古、三七	三、四九二	"	三、八七五	五、一七五	二、八二	"	二、三四八
昭和七年十一月	七、二五四	二、九八三	"	四、一七一	五、一七五	二、四八	"	二、七九三
昭和七年十二月	八、四〇四	四、二九八	"	四、一〇六	五、一七五	二、三八二	"	二、七九三
昭和八年一月	四、八五六	三、五六	"	一、三四一	五、七六八	三、三三七	"	二、六九一
昭和八年二月	六、三四六	四、三五八	"	一、九六八	五、六七八	二、六九一	"	二、六九一
昭和八年三月	七、八一九	五、八二	"	二、〇〇七	六、八九五	三、三九四	"	三、〇七七

I、英領印度貿易概況

一、輸出入總額

英領印度の外國貿易も這次の世界的不景氣以來連年不振に陥り、先づ、輸入について見ると、一九二九—三〇年度まで常に二十二、三億乃至二十四、五億留比であつたものが、一九三〇年度には十六億留比に減じ、更に一九三一年度には十二億留比とほゞ半減するに至つた。輸出に於ても大凡同率の減少があはれたが、一九三二年度になると、稍々異つた状勢があはれ、十二月迄九ヶ月間の成績によるど輸入は前年同期に比べて約七分の増加を示して居るのに、輸出は依然激減を續けて前年同期に比し二割二分の減少を告げて居る。此の輸入増輸出減の状勢が關稅に關する印度の關心を一層大ならしめた一因であることは言ふまでもあるまい。

第十二表 英領印度輸出入總額表 (單位百萬留比)

	輸入	輸出
一九二二—二三年度	二、三三七	三、一四三
一九二三—二四年度	二、二七六	三、六一九
一九二四—二五年度	二、四六六	三、九八二

一九二五—二六年度	二、二六二	三、八五三
一九二六—二七年度	二、三一二	三、〇九四
一九二七—二八年度	二、四九八	三、二八七
一九二八—二九年度	二、五三三	三、三八〇
一九二九—三〇年度	二、四〇八	三、一七九
一九三〇—三一年度	一、六四八	二、二五六
一九三一—三二年度	一、二六三	一、六〇六
一九三二—三三年度 (四—十二九ヶ月間)	一、〇一九	九八八
前年同期	九四五	一、二一二

二、國別輸入貿易概況

印度外國貿易中、輸入貿易について主要國別價額を見ると、一九三一年度に於て總額十二億六千萬留比中、英帝國は三割五分の四億四千萬留比(英帝國全體は四割四分八厘の五億六千六百萬留比)、日本は一割六厘の一億三千萬留比、米國は一割一厘の一億二千九百萬留比、獨逸は八分の一億留比を各々占めて居るが、茲に注目すべきは、英國乃至英帝國からの輸入比率は逐年減退して居る反對に、本邦其他か

らの輸入比率は増大してゐることで、一九二五年に於ける前掲の割合は英國五割（英帝國五割九分）、日本八分、米國六分六厘、獨逸五分九厘であつたのが、一九三一年度には右のやうな割合に變つたのである。

第十三表 英領印度輸入貿易國別概表

（單位百萬留比、括弧内ハ百分率）

	一九五年度	一九六年度	一九七年度	一九八年度
總 輸 入 額	二,三六一 (100.0)	二,四〇八 (100.0)	一,六四六 (100.0)	一,一五三 (100.0)
内				
日本カラ	一八二 (八〇)	二三六 (九・八)	一豎 (八・八)	一三三 (一〇・六)
英本國カラ	一,五三 (五〇・〇)	一,〇三一 (四・八)	六三 (三七・二)	四四八 (三五・四)
英帝國全體カラ	一,三三七 (五九・一)	一,二四五 (五〇・二)	七〇 (四六・一)	五六六 (四四・八)
米 國 カ ラ	一五〇 (六・六)	一七七 (七・三)	一五一 (九・二)	三三九 (一〇・一)
獨 逸 カ ラ	一三三 (五・九)	一五六 (六・六)	二四 (七・五)	一〇一 (八・〇)

三、本邦輸出綿製品、絹及人絹製品の 印度輸入貿易に於ける地位

次に、本邦對印輸出貿易の大部分を占める綿製品、絹及人絹製品の印度輸入貿易に於ける地位を概觀するに、先づ綿糸にあつては、印度總輸入額二千九百萬留比（一九三一年度、以下同様）中本邦からの輸入額比率は、英國のそれの四割八厘に對し、二割七分七厘に當つて居る。又綿織物中生地綿布の同様比率は英國品のそれの二割四分に對し、本邦品は七割四分、晒の同様比率は英國品の七割五分に對し本邦品は一割七分、加工綿布の同様比率は英國品の五割六分に對し本邦品は三割二分を占めて居り、尙ほ人絹交織綿布にあつては英國品の四分に對し、實に八割三分の高率を占めて居る。

第十四表 本邦輸出綿製品、絹及人絹製品の
印度輸入貿易に於ける地位概表

（單位千留比）

一、綿 絲	一九五一年度	一九六一年度	一九七一年度	一九八一年度
總 輸 入 額	五九、九八六	三〇、八三七	二九、八八八	
英 國	二九、五九一	一二、六五七	一二、一八二	
日 本	一六、三七八	八、三五六	八、二八二	
總額に對する割合 (%)				
英 國	四九・三	四一・一	四〇・八	二七・七
日 本	二七・三	二七・一		

二、綿 織 物

イ、生 地

總 輸 入 割

二〇九、二五八

六八、六七六

三九、二四四

英 日

一一七、五九九

二八、一二八

九、五五四

總額に對する割合 (%)

八九、一二六

三九、八二九

二八、九〇〇

英 日

五六・二

三九・三

二三・九

英 日

四二・五

五九・八

七四・三

ロ、晒

總 輸 入 額

一三二、七五五

五三、二五七

四〇、二〇二

英 日

一二〇、二五八

五二、二九四

九、三四四

總額に對する割合

三、三三五

五、〇九七

一七・五

英 日

九〇・六

八四・三

七五・五

英 日

二・五

八・二

一七・五

英 日

九〇・六

六二、〇五一

五〇、五二八

ハ、加 工

總 輸 入 額

一五一、四六六

六八、一九四

英 日

九五、〇四四

四四、七六一

總額に對する割合

三四、四七八

一四、三七一

英 日

六二・七

一六、二六七

三、絹 交 織 物

總 輸 入 額

三、四七五

五〇、五二八

英 日

三七七

二八、五三六

英 日

一、九四九

一六、二六七

總額に對する割合

六六・二

二一・六

英 日

五六・一

六六・二

四、絹 織 物

英 日

一〇・八

二一・六

七・七

六〇・六

總輸入額 一二、二五九

一二、六八六

一二、六二〇

英國 一〇七

六三

一六四

日本 一二、六一九

六〇〇〇

七、一八九

總額に對する割合

〇・五

〇・五

一・三

五六・七

四七・三

五七・〇

五、人絹交織綿布

總輸入額

二一、四九八

二一、一六〇

二五、一七七

英國

四、一五五

一、二七四

九六一

日本

一四、〇〇一

一五、〇三六

二〇、八六〇

總額に對する割合

一三・二

七一・一

三・八

英國

四四・五

六・〇

八二・八

日本

一一・四

七一・一

三・八

總輸入額

二一、四九八

二一、一六〇

二五、一七七

英國

四、一五五

一、二七四

九六一

日本

一四、〇〇一

一五、〇三六

二〇、八六〇

更に前述の二大品類以外の本邦輸出重要品の印度輸入貿易に於ける地位を概観すると、第一莫大小製品は一九三一年度に於て、總輸入額四百八十一萬留比中本邦からの輸入額は約八割七分の四百十五萬留比を占めて居る。其他硝子及同製品は總輸入額の三割五分、裝身具は同じく二割五分、鐵器類は同じく六分、真鍮製品は同じく一割三分、小間物類は同じく二割、電氣器具は同じく二分、麥酒は同じく五分機械類は同じく三厘を本邦からの輸入が占めて居る。

第十五表 綿製品、絹及人絹製品以外本邦輸出重要品の印度輸入貿易に於ける地位概表

(單位千留比)

	一九二九年度		一九三〇年度		一九三一年度							
	總輸入額 内日本		總輸入額 内日本		總輸入額 内日本							
	硝子及同製品	二五、一七一	莫大小製品	二四、三七〇	裝身具	二七、一三三	鐵器類	二六、四七〇	真鍮製品	一八、三七〇	小間物類	一〇、四七
	七、四一八	二五、一七一	七、四一八	二三、三四	八、六〇	一八、七一	一八、六〇五	一八、五七	二、〇九一	二、〇九一	二、〇九一	一、三六
	一、六、四七一	一、六、四七一	一、六、四七一	一、六、四七一	七、六五	四、八二三	四、八二三	四、一五六	二、〇六六	一、五七〇	一、四六〇	五、四八
												一、〇四二

セーメント	六三七	六五	五五〇	二八四	四五〇	九七
電氣器具	三六〇五	九五	三二〇六	七〇七	三三九七	五六八
文房具	一〇、五〇六	六五	八、一三四	四七三	六八〇三	四七三
麥機械類	二、二三六	四五九	一〇、三三元	四六〇	二六二	三八三
酒	一八三、三五	六三九	一四三、四六	四八四	三七四	三七八
五、本邦輸入重要品の印度輸出貿易に於ける地位						
又、本邦に輸入せられる印度輸出重要品が、其等品類の印度總輸出額に對してそれだけの割合に當つてゐるかを見ると、第一、棉花にありては一九三一年度の總輸出額二億三千四百萬留比中本邦への輸出額は一億一千萬留比を占め、其の割合は約四割四分に當つて居る。其他銑鐵では同じ割合が五割、鉛では同じく二割二分、黃麻では同じく一割六分、ラックでは同じく一割二分、サッキンガムニ袋では同じく一分、葉煙草では同じく一分二厘に當つて居るのが見られる。						

五、本邦輸入重要品の印度輸出貿易に於ける地位

第十六表 本邦輸入重要品の印度輸出貿易に於ける地位概表

(單位千留比)

英帝國と本邦との通商關係一端

一、英帝國經濟會議の決議と今次の條約廢棄問題

昨年七月二十一日から八月二十日まで、一ヶ月にわたつて、加奈陀オツタワに開かれた英帝國經濟會議は、一言にして言へば所謂英帝國內經濟ブロックの組成を目的とし、或る意味に於て英帝國內に經濟的鎖國主義を實行しやうとしたもので、廣く國際經濟の上から見ても、將又、印度其他英帝國の諸國と密接な通商關係を有する我國貿易の上から見ても、極めて注目に値する出來事であつた。今、同會議の決議中外國との貿易關係に關する部分ー主として外國との最惠國約款に關する部分を摘記すると次の如くであるが、就中（イ）の「外國との現行條約にして特惠關稅の妨げとなるものあらば、當該條約義務より免る、措置を探るべく」といふ一節は、今次の條約廢棄問題に關連あるものとして最も留意すべき點である。しかも、斯の如き決議が行はれてゐる一方（ロ）、（ハ）に於て、外國の英帝國商品に對する最惠國待遇を出来るだけ享受しやうとする希望を表明してゐることは、多少奇異の感を抱かしめるものがあると言つて差支へあるまい。

英帝國經濟會議に於ける外國との貿易關係に關する決議

- (イ) 英帝國特惠關稅と最惠國待遇約款との關係につき、英帝國諸國は特惠關稅の妨げとなる如き條約を今後外國と締結せず。外國との現行條約にして特惠關稅の妨げとなるものあらば當該條約義務より免る、措置を探るべく、其他特惠關稅の活用及び維持につき一切の措置を探ること。
- (ロ) 近時「ダニユーブ」諸國に於ては特別の協定をなし、同一地方の數國間に特惠稅率を設定せんとする風あるも、右の如き方法により英帝國の一國に對し條約上負ふ所の最惠國待遇供與義務を無効ならしめ得るものに非ずと認む。
- (ハ) 最惠國待遇享受の權利を英帝國內の一國に與へ居る外國が或る場合に付右權利の放棄方を要求し来る場合に於て諾否の決定は當該國の自由なるも、此種權利は猥りに放棄すべきものに非ず、又英帝國の他の國と利害關係ある場合は豫め協議すべきこと。

二、英帝國經濟會議に於ける英印の協定

オツタワ會議では右に述べた一般的決議の外、加奈陀、濠洲、印度、南阿其他七屬領國と英國との間に協定が結ばれ、主として特惠關稅を規定して居る。今、此の中英領印度と英本國の協定を摘錄すると左の如くであるが、之によつて、從來印度に輸入される商品中綿製品のみに限られてゐた特惠關稅が原

則として、他の大部分の商品にも及ぶことに定められたことは、近來、絹及人絹製品、化學製品、金屬製品、雑貨類等に於て相當顯著な進出を見せてゐる本邦輸出品にとつて重大な影響を與へるものと言ふべく、なほ類似の協定が本邦品の重要な輸出市場たる濠洲、加奈陀、南阿、埃及等と英本國との間にも成立したことを考へると、右經濟會議の本邦貿易に及ぼす影響は一層大なるものあることが感せられるのである。

英帝國經濟會議に於ける英印の協定

(昭和七年八月二十日印度政府發表の要旨)

一、英印政府間に通商取極成立せるが右は協賛の爲印度議會に附議せられるであらう。右取極に付ては印度代表は印度の輸出增長及保護工業の利害を充分に考慮した。

二、取極の要點左の如くである

(1) オツタワ會議の結果英國の一割關稅は引續き印度品に免除せらるべく又或種貨物に對し英國の關稅は引上げられ又は引上げらるべきが夫れ丈け印度品は特惠を得るであらう、之に關係ある主なるものは印度綿製品、絨綬、ジユート製品、鞣皮、植物性油、米、珈琲、煙草、茶、香料其他約八種。

銑鐵及半製銅鐵の英國輸入に付ては倫敦に於て更に協定せらるべく大麥、豆類等に對する現行特

惠は引續き保持せられるであらう、英國は之れ迄 Linseed を無稅とせるも印度農業の利益の爲印度產以外のものに付一割稅を課する。

shellac、ジユート、碎米等の如く競争品無きも代用品の競争ありたるものに付英國は引續き無稅とする。

印度代表は英印双方の利益の爲英國内に於ける印度綿の使用が増加すべき方途に付討議したが、英國は右に付あらゆる協力を約した。

(2) 英國品の印度輸入に付、自動車の或種に付七分五厘の特惠を與ふ可く又取極に於て規定せらる可き他の品種に付ては一割の特惠を與へるであらう。斯かる特惠は外國品に對する税金の引上又は英國品に對する税金の引下或は右兩者の配合に依り行はれる。右一割の特惠は建築材料、化學製品、藥品、瀬戸物、陶器、家具、電氣器具、樂器、寫眞及無電用具等のみならず銅、錫、真鍮アルミニューム等の鑛產物並に繪具、文房具、護謨製品、車輛及自轉車等の外更にブラン類、金属製鉗鉗、レザー・クロス、人工レザー化粧石鹼、化粧用品、玩具、洋傘及其部分品、麥酒罐詰、果物、各種油類等にも及ぶであらう。尙一割稅特惠は鐵及鋼鐵品に付ては保護關稅に關係なき物機械類に付ては從價四割五分の收入關稅の課せらるゝ物及織物用品に付ては articles of apparel、haberdashery 及 millinery にのみ適用せられるであらう。

(3) 編製品、絹及人絹に付ては關稅調査會の答申ある迄は決定不可能なるも人絹絲及保護關稅の課せらるゝ事ある可き品種以外の物に付ては一割の特惠が與へらる可き事に協定せられた。

(参考) 印度に於ては昭和七年八月三十日英帝國產綿布に對する關稅は從來通り二割五分に据置き外國より輸入せらるゝ綿布に對する關稅のみを三割一分二厘五毛より五割に引上げ著しく特惠の程度を増大した。但し右關稅改正は昭和八年三月迄有效にして其の後の關稅率決定は關稅調査會の答申を待つて之を決定せんとするもの、如くである。

(4) 印度產品の海外市場擴張の目的を以て印度と植民地及保護領間に特惠を交換す可き取極が成立了。右が實施せらるゝ場合は印度は一面綿製品、茶、珈琲、油種子、絨緞等に付特惠を受く可く、他面印度は護謨及 resins、植物性油、香料、魚類、果物及野菜、葉煙草（砂糖を除く）等に付特惠を與ふる事となるであらう。

以上の取極は英印何れかが廢棄の通告を爲したる後六箇月間有效である。

三、本邦と英帝國諸國間の通商條約關係

今回廢棄せられた本邦印度間の通商條約以外、本邦と英帝國諸國との通商條約關係を概觀すると、先づ第一に英本國と本邦との間には明治四十四年五月六日締結の日英通商航海條約あり、その第七條は左

の如く、兩國に輸入せられる締約國商品の最惠國待遇を規定してゐる。

日英通商航海條約に於ける最惠國約款

—日英通商條約（明治四十四年五月六日締結）—

第 七 條

兩締約國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品は他の一方の版圖内に輸入せらるゝに當り、其の何れの地より到るを問はず、別國の生産又は製造に係る同様の物品の輸入に對して、均しく適用せられざる何等の禁止又は制限を加へらるゝ事なからべし、但し人畜又は農業上有用なる植物の安全を保障するの必要に基きたる衛生上其の他の禁止は此の限りに在らず。

「備考」—本條約の廢棄豫告期間は日印通商條約のそれが六ヶ月であつたに對し一ヶ年である。

そして同條約第二十六條の規定により、今日までに右條約に加入し、隨つて右の最惠國待遇を締結してゐる英帝國の海外領土、植民地、屬地又は保護領は次の如く英帝國の大部分に及んでゐる。前記、英帝國經濟會議の最惠國約款に關する規定により、之等諸國と本邦間の通商條約、就中最惠國約款も或は

廢棄せられることなきを保し難い事情にあることは、本邦にとつて此際留意しておかねばならぬところであらう。

日英通商航海條約の適用せらるべき英國海外領土、殖民地、屬地又は保護領

一、ニューフォンドラント (明治四十五年加入)

一、英領海峡植民地、錫蘭 (大正二年加入)

一、バハマス 一、ペルムダ 一、バルバドス 一、英領ギアナ 一、英領ホンヂュラス 一、サイブルス 一、東アフリカ保護領 一、フォーエクラント諸島 一、馬來聯邦 ペラク、セランゴール、ネグリ・セムビラン、ババン、一、ガムビア 一、ゴールド・コースト 一、グレナダ 一、香港 一、ジャマイカ 一、リーワード諸島 アンチグア、モント・セラツト、セント・クリストファー・ネヴィス、ヴァージン諸島、ドミニカ 一、モールタ 一、モーリシアス 一、北部ナイジリア 一、ニアサランド保護領 一、セント・ヘレナ 一、セント・リュシア 一、セント・ヴィンセント 一、セーシエル 一、シエラ・リオニ 一、ソマリランド保護領 一、ツリンダツド及トバゴ 一、ウガンダ保護領 (以上大正二年四月加入)

一、英領加奈陀 (大正二年五月加入)

一、ニュージーランド (昭和三年七月加入)

四、本邦と英帝國との貿易關係概要

本邦と英帝國との貿易關係を概説すると、本邦の英帝國に對する貿易一殊に輸出貿易は近時連年發達を遂げ、最近四年間の趨向を見ても、昭和四年に於て二割二分であつた本邦對英帝國輸出額の輸出總額に對する割合は、昭和五年には二割五分八厘、同六年には二割七分一厘、同七年には三割二厘に、いづれも増進して居る。輸入にあつては同じ割合の趨向は區々であるが、尙ほ、輸出入重要品は輸出にあつては、綿製品、絹及人絹織物、金屬製品、化學工業製品、莫大小其他の雜貨が主なるものであり、輸入にあつては、棉花、羊毛等が大部分であること特に言ふまでもあるまい。

附錄第一表 本邦對英帝國貿易概表 (單位千圓)

イ、輸出

	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年
英領印度	一九二四九	二二〇、三六七	二三九、二五二	一九八、〇九二
香港	一八〇四一	三六、七五四	五五、六六六	六一、〇六五

海峽殖民地		二五、五九	一九、二九	二六、九三〇	二七、九六	不明
英領北ボルネオ		五一	五三	六二六	六三六	不明
ア デ ン		八三〇七	四八〇九	五二、八三〇	六〇、六八二	不明
英 本 國		五九、五七	八、五七一	三、〇六七	七、八八四	不明
奈 阿 聯		四、八七七	一、六、二八	三、八三〇	八、九七	三、一三三
加 埃 南		一、五、去〇	一、〇、八七七	一、〇、六三	一、九、一九六	二、七〇六
英 阿 邦		二六、九五	一、八、四〇五	二、五、四八六	一、四、〇七	三、一九九
東 濠 新		二、九九三	一、九、六六	三、一三六	四、〇五五	二、七〇六
阿 洲 蘭		三、八五	一、〇、八七七	一、〇、六三	一、七、〇九	三、一三三
洲 蘭 計		一、五、去〇	一、〇、八七七	一、〇、六三	一、七、〇九	三、一三三
合		本邦輸出總額	四、六、五〇一	三、〇、二〇四	二、七、〇一〇	一、四、六、九八一
帝國輸出額ニ對スル對英		一、四〇九、九九一	一、四六、九八一	一、四六、九八一	一、四六、九八一	二、一四八、六二八
本邦輸入額		三〇、九九一	三〇、九、三〇〇	三七、〇九	三七、〇九	四八三、一五
口、輸 入		四、六、五〇一	三〇、九、三〇〇	二五、〇九	二五、〇九	四〇、九四
香 港		二六、八五五	二三、一六五	一、四八	一、四八	一、四八、六二八
英 領 印 度		九七	四九八	五八	五八	五八
海 峡 殖 民 地		二五、三七	二、八七	二八、九五	二八、九五	二八、九五
英領北ボルネオ		三、六三	三、〇九六	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
ア デ ン		一	三	夫	夫	夫
英 本 國		一、九、去〇	六三、三五	九、五一	九、五一	九、五一
奈 阿 聯		元、五四	三、五、六七一	一、六、二六	一、六、二六	一、六、二六
加 埃 南		一、九、六七	二、六、三五	一、六、二八	一、六、二八	一、六、二八
濱 新 西		三、四、四	一、三、三三	四、四六八	四、四六八	四、四六八
蘭 洲 計		一、四、七〇	一、三、三七	九、三〇八	九、三〇八	九、三〇八
本邦總輸入額		一、四三、四八	一、四、七〇	三七〇、一七五	一、西六〇七〇	一、西六〇七〇
合		一、四三、四八	一、四、七〇	七、四、〇八六	一、三二六、三三六	一、三二六、三三六

五、阪神兩港ご英帝國との貿易關係

阪神兩港の對英帝國貿易も亦近年顯著な進展を遂げ、昭和七年貿易額は輸出、大阪一億二千六百萬圓、神戸一億七千三百萬圓、兩港合計三億圓、輸入、大阪七千萬圓、神戸一億六千四百萬圓、兩港合計二億三千四百萬圓で、その貿易總額に對する割合は、輸出約三割六分、輸入二割九分に當つて居る。之を同年に於ける全國の對英帝國貿易額に比べると、輸出は約七割、輸入は約五割三分に當るわけであるが、尙ほ右に述べた總貿易額に對する對英帝國貿易の割合は全國の同じ割合、輸出入共約三割に比べて、輸出は約六分高く、輸入はほゞ同率となつて居るのが見られる。

附錄第二表
阪神兩港對英帝國貿易概表

(單位千圓)

英 領 印 度	大 阪 神 戶	昭和六年	昭和七年	昭和六年	昭和七年
八六二六		昭和六年	昭和七年	昭和六年	昭和七年
四六九三					
六三四五					
三七三九					

卷之三

	英領印度	香港	昭和七年 大坂	昭和六年 神戶	昭和七年 昭和六年
新嘉坡	英領北婆羅洲	海峽殖民地	一六四六	二七八五	八一七五
西蘭	英加奈陀國	日本國	三四二〇	一九八三	八四五三
計	阿聯邦及陀	阿聯邦及	二六	六九二二	一六四三
七〇六三	六七三	一〇四〇	一三	三九三〇	一九三一
六五四六	一〇三	五五〇八	二	一五	一九三〇
二七	一〇四	八〇八四	一	一五	一九三〇
四六〇	三二七	三四五六			
一六三九	四九四	四八二			
八	三一	三八三五			
三〇七四	二貳	二四四六			
三九	三	六三八一			
三九、二三	三七	二四〇			
三九	四六	三八八九			
一六三九	八	三〇七四			
合		一五八七			

帝國輸入額ニ對スル對英
客

二六七 楚七
二一五 八三六

五六四七

四五七七四

六五



